

計画作成年度	令和5年度
計 画 主 体	長野県 長野市

長野市鳥獣被害防止計画

(令和5年度～令和7年度)

令和6年4月1日変更

<連絡先>

担当部署名	農林部 森林いのしか対策課
所 在 地	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
電 話 番 号	026-224-8470
FAX 番 号	026-224-7818
メールアドレス	moriinoshika@city.nagano.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	鳥 類：カラス、カワウ、サギ類（ダイサギ・アオサギ・チュウサギ） 獣 類：イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、 タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長野市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 農業被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値		
		被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
カ ラ ス	果樹（りんご、ぶどう、なし）	138.9	76.6	16,094
	野菜（加エトマト、カボチャ、トウモロコシ）	2.3	1.0	185
	計	141.2	77.6	16,279
イ ノ シ シ	水稻	4.0	23.4	3,515
	芋類（馬鈴薯、長芋）	12.3	18.0	1,983
	豆類（大豆）	1.8	1.5	169
	雑穀（ソバ）	1.1	1.0	275
	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー、プラム）	43.4	18.8	2,448
	野菜（トウモロコシ、加エトマト、大根、キャベツ）	15.8	17.0	1,700
	飼料作物	0.1	0.1	4
	計	78.4	79.8	10,094
ニ ホ ン ザ ル	水稻	0.1	0.6	79
	芋類（馬鈴薯）	0.3	3.0	180
	豆類（大豆、小豆）	2.5	3.3	667
	果樹（りんご、ブルーベリー）	18.2	5.1	2,306
	野菜（トウモロコシ、カボチャ、加エトマト、キュウリ、ネギ）	5.1	13.5	1,691
	計	26.2	25.5	4,923
ニ ホ ン ジ カ	水稻	1.2	6.9	1,594
	豆類（大豆、小豆）	4.8	5.3	1,575
	雑穀（ソバ）	2.1	1.5	479
	果樹（りんご、ブルーベリー）	80.6	43.1	8,624
	野菜（白菜、キャベツ、漬け菜）	12.8	7.4	957
	飼料作物	0.1	0.1	1
	計	101.7	64.3	13,239
ハ ク ビ シ ン	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	49.6	16.5	5,114
	雑穀（ソバ）	0.1	0.1	15
	野菜（トウモロコシ）	7.7	5.8	1,212
	計	56.7	22.4	6,341
タ ヌ キ	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	3.5	2.1	480
	野菜（トウモロコシ）	10.6	9.3	1,306
	計	14.1	11.4	1,786
ア ナ グ マ	果樹（りんご、ぶどう、ブルーベリー）	2.4	0.6	574
	野菜（トウモロコシ）	2.1	1.2	333
	計	4.4	1.8	907
ツ キ ノ ワ グ マ	果樹（りんご、ぶどう）	57.5	5.3	1,262
	野菜（トウモロコシ）	15.5	3.6	560
	計	73.0	8.9	1,822

(2) 林業被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値			
		被害面積 (ha)	被害材積 (m ³)	苗畑及び小径木の 被害本数（本）	被害金額 (千円)
ニホンジカ	カラマツ	23.2	3,906.0	7,000	7,897
ツキノワグマ	スギ	0.4	34.0	0	900

(3) 水産業被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品 目	被害数値		
		被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
カワウ	水産物（アユ、ニジマス、ウグイ、ヤマメ、コイ、オイカワ）	—	3.7	3,141
サギ類 （ダイサギ・アオサギ ・チュウサギ）	水産物（アユ、ニジマス、ウグイ、ヤマメ、コイ、オイカワ）	未確定	未確定	未確定

(4) 被害の傾向

<鳥類>

○カラス（4－11月）

・農地全域において主に果樹・野菜の生育期・収穫期被害が発生している。被害金額は増加傾向にある。

○カワウ（通年）

・アユ・ニジマスを中心とした捕食被害が発生している。被害量、被害金額はともにやや減少傾向にあるが、被害区域は市内全域に及んでいる。

○サギ類（通年）

・アユ・ニジマスを中心とした捕食被害が市内全域で発生し、被害は増加傾向にある。

<獣類>

○イノシシ（通年）

・中山間地域を中心に果樹・水稻・野菜・芋類等の定植期・生育期・収穫期被害が発生している。防除対策の遅れている農地への被害が発生しており、被害面積、被害量、被害金額ともに増加傾向にある。

○ニホンザル（4－11月）

・中山間地域を中心に果樹・野菜・豆類等の定植期・生育期・収穫期被害が発生している。被害金額は増加傾向にある。

○ニホンジカ（通年）

・中山間地域を中心に果樹・水稻・野菜・豆類等の休眠期・定植期・生育期・収穫期被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にある。

○ハクビシン（4－11月）

・果樹・野菜等の収穫期被害が発生している。被害金額は増加傾向にあり、被害区域は市内全域に及んでいる。

○タヌキ（4－11月）

・野菜・果樹の収穫期被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にあり、被害区域は市内全域に及んでいる。

○アナグマ（4－11月）

・果樹・野菜の収穫期被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にある。

○ツキノワグマ（4－12月）

・果樹・野菜の収穫期被害が発生している。被害量、被害金額ともに増加傾向にある。また、令和2年度及び3年度には人身被害が発生するなど、住宅地近くでの目撃も増加し、人身被害の発生が懸念される。

(5) 被害の軽減目標

指 標		現状値（令和４年度）		目標値（令和７年度）	
		被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
カ ラ ス		141.2	16,279	133.8	14,800
イ ノ シ シ		78.4	10,094	69.8	9,200
ニホンザル		26.2	4,923	21.6	4,400
ニホンジカ	(農)	101.7	13,239	87.8	11,600
	(林)	23.2	7,897	19.7	6,700
ハクビシン		56.7	6,341	49.5	5,600
タヌキ		14.1	1,786	12.3	1,600
アナグマ		4.4	907	4.0	800
ツキノワグマ	(農)	73.0	1,822	62.1	1,550
	(林)	0.4	900	0.3	750
カワウ		—	3,141	—	2,800
サギ類		—	未確定	—	未確定

※（農）は農業被害、（林）は林業被害

(6) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・ 地区協議会等から地元の猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、駆除・個体数調整を実施。 （捕獲鳥獣は一部を除き埋設または自家消費）	・ 狩猟者の減少と高齢化に対応するため、新規狩猟者の確保や育成を図ると共に、猟友会を中心に安全面に配慮した注意して適正な捕獲活動を実施することが必要
防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止柵及び電気柵の設置・管理 ・ 鳥獣類追払い活動の実施 ・ 緩衝帯の設置 ・ 放任果樹・クズ野菜の除去等推進 ・ 鳥獣防除対策研修会の開催 ・ 防除対策に関する啓発活動の実施	・ 個人レベルの防除には限界があるため、集落ごと・地域ごとの集団的防除を検討することが必要

(7) 今後の取組方針

中山間地域での農林水産業に対する野生鳥獣被害について、地域の実情に応じた効果的な施策を検討し、被害軽減のための防御、環境整備、駆除・個体数調整を三本柱とする対策を実施し、市はそれを支援・補助していく。

長野市鳥獣被害防止対策協議会は、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、地域の集落ぐるみで行う総合的な対策を推進し、野生鳥獣に負けない集落づくりの実現を目指す。

また、長野地域野生鳥獣被害対策チームと連携し、集落等の具体的実情に応じた効果的な対策を研究し、集落を餌場としない取組として研修会の開催、広報・チラシによる啓発活動や実地での研修等を実施する。

有害鳥獣の捕獲許可区域外でも農作物の被害が拡大していることから、捕獲区域の拡大を目指す。

処理加工に適したニホンジカ、イノシシは、長野市ジビエ加工センター及び若穂地区野生鳥獣食肉加工施設に搬入し、山の恵みジビエとして利活用を図っていく。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

長野市22の地区有害鳥獣対策協議（委員）会、長野県漁業協同組合連合会及び長野森林組合が有害鳥獣捕獲許可を受け、その従事者が捕獲を実施

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・カワウ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業
令和6年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・カワウ・サギ類・ニホンカモシカ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業
令和7年度	カラス・イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・カワウ・サギ類・ニホンカモシカ	わなの購入及び設置 捕獲檻の購入及び設置 狩猟免許取得補助（わな及び銃） 追い払いの実施及び飛来数等の調査 ニホンジカ等集中捕獲事業 再造林推進に向けた捕獲事業の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
カラス	：農作物の食害が通年発生しているため、捕獲区域を拡大し、被害地域においてわな・銃器による有害鳥獣捕獲を実施する。
イノシシ	：農作物の食害が通年発生しているため、捕獲区域を拡大し、被害地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
ニホンザル	：長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、わな・銃器による捕獲を実施する。
ニホンジカ	：農作物の食害が通年発生しているため、捕獲区域を拡大し、被害地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
ハクビシン	：農作物の食害が通年発生しているため、被害地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
タヌキ	：農作物の食害が通年発生しているため、被害地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
アナグマ	：農作物の食害が通年発生しているため、被害地域においてわな・銃器による有害捕獲を実施する。
ツキノワグマ	：長野県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、わなによる適正な捕獲を実施する。

カワウ	：水産物の食害が通年発生しているため、河川流域において銃器による有害捕獲を実施する。
サギ類	：水産物の食害が通年発生しているため、河川流域において銃器による有害捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
カラス	５００羽	５００羽	５００羽
イノシシ	９００頭	１,０００頭	１,１００頭
ニホンザル	８０頭	８０頭	８０頭
ニホンジカ	１,７００頭	１,７００頭	１,７００頭
ハクビシン	４００頭	４００頭	４００頭
タヌキ	４５０頭	４５０頭	４５０頭
アナグマ	１５０頭	１５０頭	１５０頭
ツキノワグマ	—	必要数	必要数
カワウ	１２０羽	１２０羽	１２０羽
サギ類	—	必要数	必要数

捕獲等の取組内容
鳥獣被害対策実施隊により、くくりわな・箱わな及び銃器を使用して、被害発生地域において捕獲を実施。 なお、ツキノワグマの捕獲は原則としてドラム缶檻により実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣を効果的に捕獲するためには、くくりわな・箱わなでの捕獲と併せてライフル銃での捕獲が必要である。また、本市では、ニホンジカなどを効率的に捕獲するため巻き狩りによる集中捕獲を実施しているが、遠距離からの捕獲にはライフル銃が必要となる。使用に際しては安全射撃大会や講習会を通じて、安全性の確保及び事故防止に取り組む。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
長野市内	

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	電気柵・防護柵	90,000m 400箇所	電気柵・防護柵	90,000m 400箇所	電気柵・防護柵	90,000m 400箇所
	トタン併用6段 張り電気柵	若穂保科区 1,000m	トタン併用6段 張り電気柵	若穂保科区 1,000m	トタン併用6段 張り電気柵	若穂保科区・ 若穂東川田区 1,000m
		若穂東川田区 300m	6段張り 電気柵	信州新町石津区 2,000m	6段張り 電気柵	2,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	○防護柵の適切な設置 ○維持管理に係る啓発活動	○防護柵の適切な設置 ○維持管理に係る啓発活動	○防護柵の適切な設置 ○維持管理に係る啓発活動

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

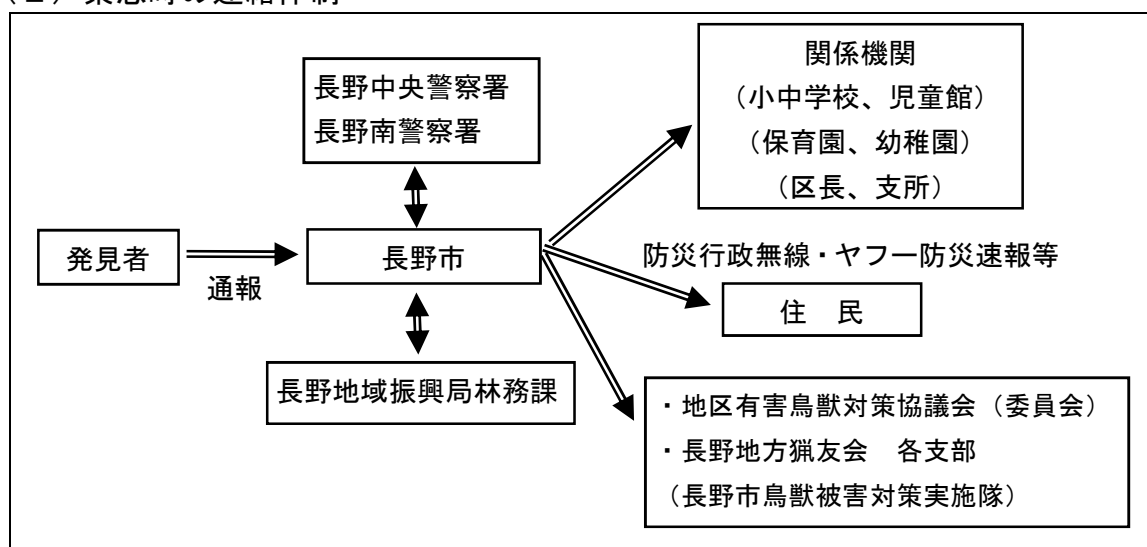
年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	全鳥獣	○緩衝帯整備
令和6年度		○放任果樹・クズ野菜の除去等推進
令和7年度		○追い払い活動

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野地域振興局林務課	緊急パトロール
長野中央警察署 長野南警察署	①緊急パトロール、住民への注意喚起 ②警察官職務執行法の適用が必要な場合の判断、命令
長野地方猟友会 各支部 (長野市鳥獣被害対策実施隊)	緊急パトロールおよび緊急捕獲
長野市	①緊急パトロール ②住民への注意喚起、関係機関への情報伝達

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した野生鳥獣については、捕獲者各自において焼却・地中埋設又は自家消費により処理を行う。

処理加工に適したイノシシとニホンジカは、長野市ジビエ加工センター（若穂地区は、若穂地区野生鳥獣食肉加工施設）に搬入してジビエとして利活用を図る。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉に適した個体・部位をジビエとして活用している。 長野市産ジビエの市内外への普及とブランド化を図る。 (ながのジビエ・信州わかほジビエ)
ペットフード	食肉用以外の肉・部位をペットフードに活用している。 骨・角のペットフードとしての活用を図る。
皮革	市内外の皮革製品加工事業者に販売し、インテリア、装飾品等、多方面で活用している。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	骨・角はペットフードとしての活用のほか、インテリア、装飾品等としての活用を図る。

(2) 処理加工施設の取組

・長野市ジビエ加工センター（運営：長野市） 年間処理計画頭数 1,000 頭（ニホンジカ年間捕獲計画数の約 6 割） イノシシは豚熱により令和 2 年度から受入れ休止中であるが、受け入れの再開について、県や関係団体等と検討を進めていく。 国産ジビエ認証、信州産鹿肉処理施設認証を継続し、安全安心のジビエを供給 ・若穂地区野生鳥獣食肉加工施設（運営：若穂地区） 若穂地区内で捕獲された個体の食肉利用

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲従事者である鳥獣被害対策実施隊員に対し、捕獲個体の食肉活用に係る研修を実施する。 ジビエ加工センターの職員に対し、処理加工技術向上の講習と衛生管理レベル向上のための研修等を実施する。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	長野市鳥獣被害防止対策協議会 (H20. 9. 2設立)
構成機関の名称	役 割
グリーン長野農業協同組合	被害対策の連携・調整
ながの農業協同組合	被害対策の連携・調整
共和園芸農業協同組合	被害対策の連携・調整
長野森林組合	被害対策の連携・調整・確立・実施
長野県漁業協同組合連合会	被害対策の連携・調整・確立・実施
猟友会（長野市）連絡協議会	捕獲体制の調整
地区支部（協議会・委員会）	支部毎の農業被害対策の確立・実施
地域の有害鳥獣対策委員会等	各地域の農業被害対策の計画・実施
長野市	協議会事務局を担当、各機関の連絡・調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
長野地域野生鳥獣被害対策チーム	被害の相談窓口、防除対策の支援・普及 協議会オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

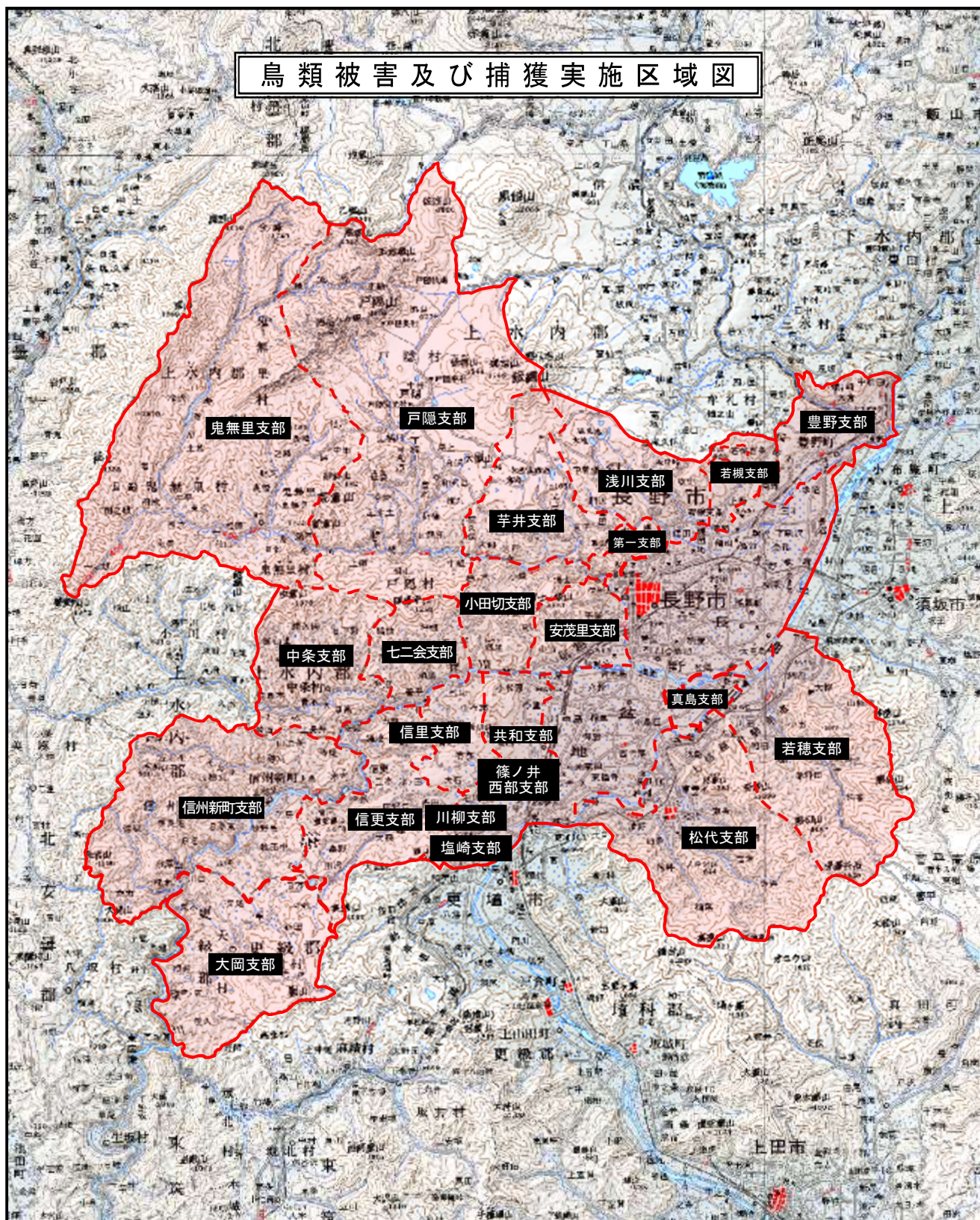
長野市鳥獣被害対策実施隊 隊員368名（隊長1名、副隊長2名、隊員365名） 平成25年3月設置 ※隊員数は、令和5年1月時点
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

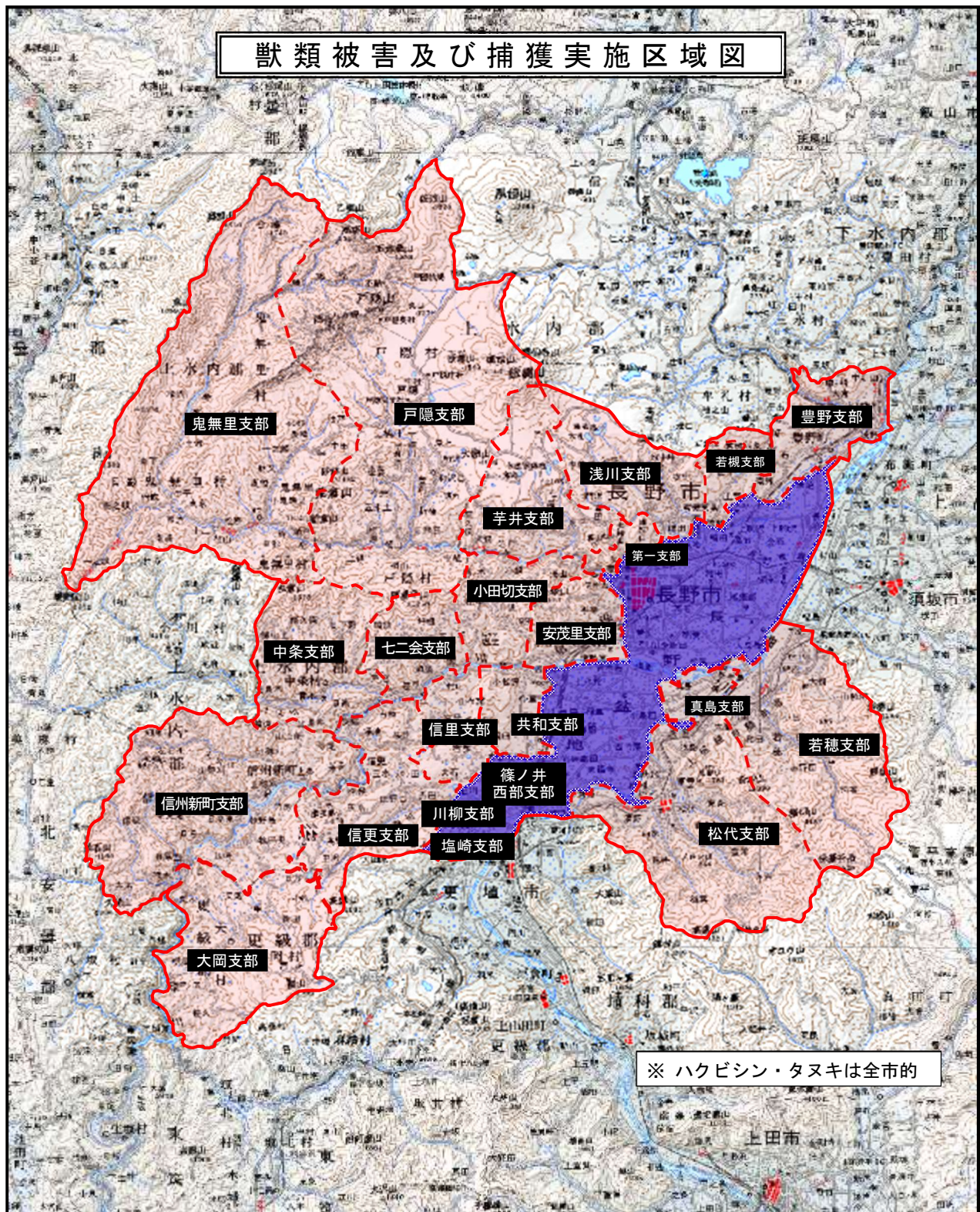
なし

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

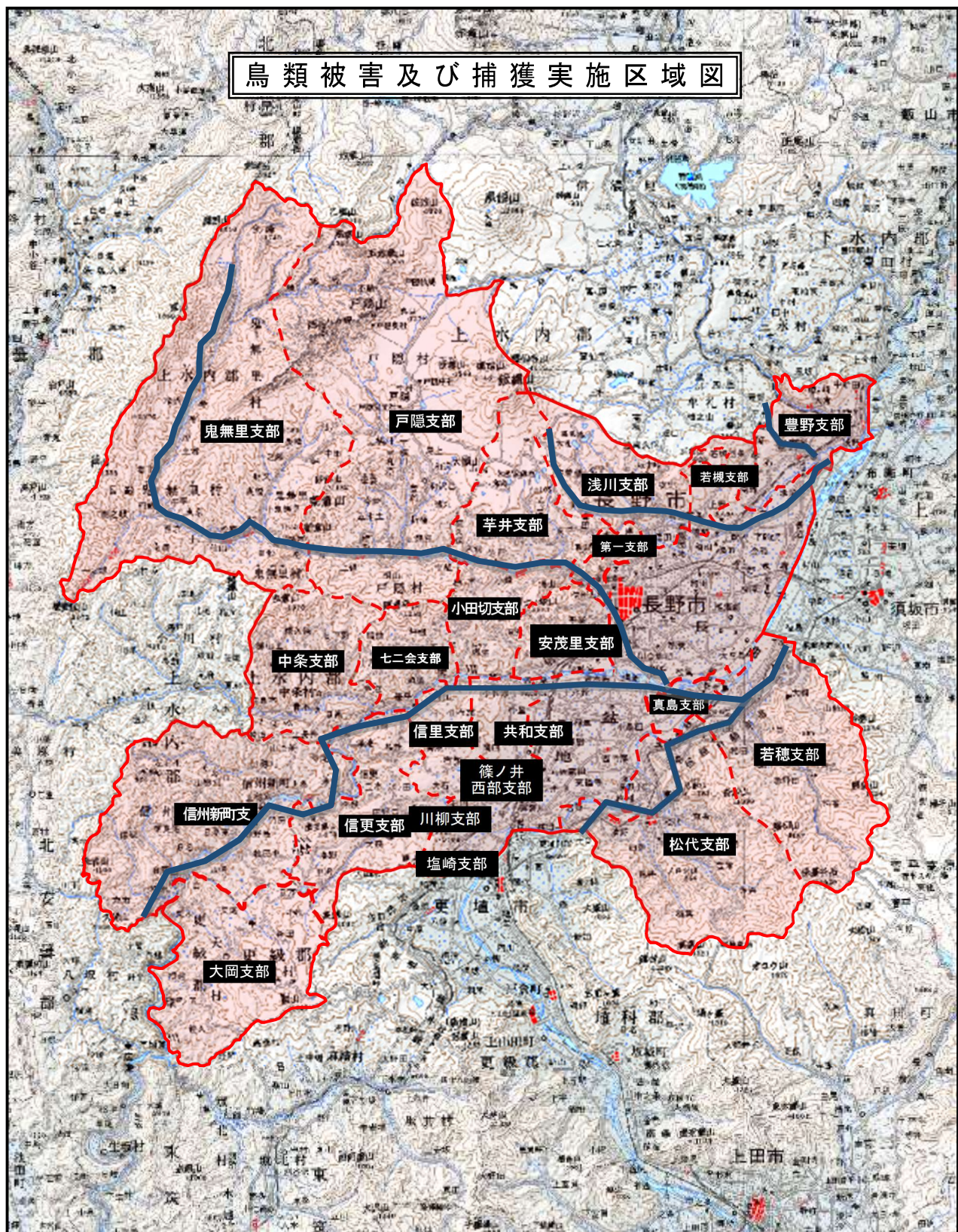
・新規に狩猟免許（わな猟）を取得し、有害鳥獣捕獲を始める初心者のハンターを対象にくくり罟講習会を開催し、被害防止に関する知識の普及と人材育成を図る。 ・新規狩猟者の確保・育成を図る。
--



加害鳥獣：カラス
 主な品目：果樹・野菜
 発生時期：収穫期



加害鳥獣：イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・ツキノワグマ・ニホンカモシカ
 主な品目：水稻、芋類、豆類、果樹、野菜
 発生時期：播種期～収穫期



被害防止施策の実施体制

